

平成31年度

姫路市提案型協働事業

募集期間 平成31年 4月22日（月）～ 5月21日（火）

応募の手引き



提案型協働事業とは

姫路市では、市民一人ひとりが主役の市政という基本的な考えのもと、市民参画と協働のまちづくりを進めています。こうした取組みの一つとして、地域や社会の課題解決に向けた行政との協働事業を、市民の視点から、市民活動団体の皆さんに提案していただき、公益性や実効性などを客観的に審査し、その事業の対象経費について補助を実施するものです。



姫路市 市民活動推進課

I 応募要領

(1) 対象団体

市内に活動拠点があり、下記のいずれかに該当する市民公益活動団体

- ① 不特定多数の利益の増進を目的とする公益的活動を行う非営利の団体
- ② 特定非営利活動法人
- ③ ①と②の団体の共同体

(2) 募集部門

姫路市の社会的・地域的な課題の解決に取り組む事業で、事業費が10万円以上のもの

※テーマ設定事業、自由テーマ事業、地域資源活用事業のいずれかを選択してください。

※兵庫県及び姫路市の他の補助制度に申込みをした事業は、対象外となります。

①テーマ設定事業（4件程度）

テーマ1 文化芸術を活用した地域活性化 (協働先：文化国際課)	姫路市では平成27年3月に「姫路市文化振興ビジョン」を策定し、魅力ある市民文化の創造に向けたさまざまな取り組みを進めています。その中で「文化芸術を活かした地域の活性化」や「文化芸術による交流の促進」は、個性ある文化芸術の振興を図るうえで重要なテーマとなっています。 そこで、文化芸術を通じた世代間、地域間の交流や文化芸術に関する地域資源を活用した取り組み、文化芸術による若者や子どもたちの育成など、市との協働で実施する文化芸術を活かした地域活性化のモデルとなる事業を募集します。 (例)文化財や伝統行事などの地域資源を活かした芸術祭の開催、若者からシニア層までを対象とした音楽コンクールの開催
テーマ2 地域における協働の推進に関する事業 (協働先：市民活動推進課)	地域課題や地域の困り事に対する担い手不足や組織の衰退などの問題を抱える地域コミュニティの活性化を図るため、地域の多様な主体が連携・協力して課題解決に取り組む場づくり支援を行う目的で、中間支援組織、支援者の関わり方等についての調査、研究を行い、調査結果の報告、今後の取り組みの提案などを行う。 (例)市が行う地域と協働で行う事業に参画し、実際に活動していただいたり、個別の地域コミュニティの事業に参加、連携する中で、課題を洗い出し、調査、研究を行う。

②自由テーマ事業（5件程度）

姫路市政全般について、自由にテーマを設定し、提案してください。

③地域資源活用事業（5件程度）

地域資源活用事業 (協働先：企画政策推進室)	本市における地域の歴史、文化、自然等の資源（地域資源）の価値を改めて見直し、地域資源を活用して当該地域の魅力を高めること又は地域資源を未来に継承することを目的とした事業を募集します。
----------------------------------	---

(3) 補助金の額

50万円を上限として、(4)に掲げる補助対象経費について補助します。

700万円の範囲で、テーマ設定事業4件、自由テーマ事業5件、地域資源活用事業5件の計14件程度を採択する予定ですが、提案状況により変更する場合があります。また、申請件数に関わらず予算に満たない場合でも、事業採択しない場合もありますのでご了承ください。

(4) 補助対象経費

すべての経費について領収書が必要です。また、原則として、クレジット、ギフトカードは使用せず、現金にて支払う必要があります。

① 人件費（別途、対象経費を確認するための様式の提出が必要です。）

この事業の実施について団体構成員、アルバイト等臨時スタッフが従事した時間分の人件費は、補助金交付決定額の20%までを対象とします。

② 報償費・講師謝礼

講師・専門家等への報償・謝礼 **※団体構成員に対するものは対象外です。**

③ 印刷費・消耗品費等

チラシ・ポスター等の印刷費、材料・消耗品等の購入費など

④ 委託費

専門的知識・技術等を要する業務を外部に委託した費用

⑤ 使用料・賃借料

機器類のレンタル料、イベントの会場等の使用料

⑥ 保険料

講座開催などにかかる傷害保険料、賃借物品にかかる賠償責任保険料

⑦ その他事業に必要であると認められる経費（事前に相談してください）

ご注意ください

補助金は、公金です。支出してしまった経費であっても、内容が適切でない支出については補助対象外となります。疑問がある場合は支出する前に市民活動推進課に相談してください。

(5) 審査の方法

姫路市提案型協働事業評価会の評価員が、事業認定の基準により評価を行い、評価員の意見を参考に市が事業認定を行います。

① **一次審査**

事業認定基準のほか、テーマ設定事業は、「提案事業の目的・趣旨に沿ったものかどうか」などについて、自由テーマ事業は「事業が協働に適しているかどうか」などについて、それぞれ事業を所管する担当課で審査します。必要に応じて事業内容のヒアリング及び追加資料の提出を求める場合があります。また、以前に姫路市提案型協働事業補助金の交付を受けた団体は、同内容で提案をすることができませんので注意してください。審査終了後、すみやかに審査結果等を文書で通知します。

② 二次審査（平成31年6月30日（日））

公開で事業の説明を行っていただく提案発表会を開催します。希望する人は誰でも、提案発表の様子を観ることができます（会場定数を超えた場合を除きます）。企画提案団体の関係者及び発表者も、他の提案団体の提案発表を観ることができます。発表の順番は、原則、企画提案書の受付順とします。

提案発表会終了後、評価員の意見を参考に市が提案内容を審査し、事業認定を行います。

③ 事業認定の基準

- ・ 市民ニーズや社会的課題を適切に認識している公益活動であること。
- ・ 事業計画に客観性及び実行性があり、事業効果が期待できること。
- ・ 市民公益活動団体としての特性が活かされていること。
- ・ 団体が将来自立し、及び継続的に活動できる可能性が期待できること。
- ・ 特定の個人や団体のみが利益を受ける事業でないこと。
- ・ 地域住民の交流行事等のコミュニティイベントなどの事業でないこと。
- ・ 国、県、市及びそれらの外郭団体の財政的支援制度の対象となる事業でないこと。
- ・ 政治、宗教又は営利を目的とする事業及びその他公序良俗に反する等補助対象として適当でないと思われる事業でないこと。

(6) 事業期間及び支払い

① 事業期間

平成31年7月初旬から平成32年3月31日（火）までの間で、事業に必要な期間

② 補助金の支払い

補助金は、原則として事業終了後に支払うこととなりますが、事業の円滑な実施のため、補助金の4割以内を概算で支払い、事業終了後に残額を支払うことも可能です。

(7) 応募方法

① 書類提出期間

平成31年4月22日（月）から平成31年5月21日（火）

【午前8時35分～午後5時20分】

② 提出書類

別紙（様式第1号から様式第4号）及びその他参考となる書類

様式は、市民活動推進課ホームページに掲載していますのでダウンロードしてご利用ください。（Microsoft Word形式）

③ 事前協議等

必ず、応募書類の提出前に協働の相手方となる担当課（複数ある場合は、そのすべての課）と、提案内容等について十分な協議を行ってください。担当課がわからない場合は、市民活

動推進課へお問い合わせください。

申込用紙の記入方法やプレゼンテーションの相談、その他の相談については、市民活動推進課又は市民活動・ボランティアサポートセンターで行います。お気軽におたずねください。

④ 書類提出・問い合わせ先

(書類提出・問い合わせ)

- ▶ 姫路市市民活動推進課 担当：北野

〒670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 (姫路市役所本館 4 階)
TEL：079-221-2737 FAX：079-221-2758
MAIL：sankaku@city.himeji.lg.jp

(問い合わせのみ)

- ▶ 姫路市市民活動・ボランティアサポートセンター「ひめじおん」

〒670-0015 姫路市総社本町 112 番地 (姫路市市民会館 3 階)
TEL 079-281-2660 FAX 079-281-2662
MAIL shimin-support@city.himeji.lg.jp
※毎週月曜日と 5 月 15 日 (水) は休館です。

(8) 情報公開

選定に関する書類等は原則公開とします。公開方法は以下のとおりとします。

- ① 提出書類のうち、様式第 1 号及び第 2 号 1～5 については、提案発表会の会場で来場者等に配布します。また、その他書類を含めて市民活動推進課で閲覧できるものとします。

※個人情報非公開としますが、団体所在地と代表者氏名は公開とします。

- ② 評価の会議は、非公開とします。
- ③ 提出した書類以外の参考書類がある場合は、提案発表会来場者に配布するため、その前々日までに指定する部数を用意して市民活動推進課に提出してください。

(9) 注意事項

- ① 企画案の提出に必要な費用は、提出者の負担とし、提出された書類は返還いたしません。
- ② 以前に姫路市提案型協働事業補助金の交付を受けた団体は、同内容で提案をすることができません。(再掲)
- ③ 兵庫県及び姫路市の他の補助制度に申込みをした事業は、対象外となります。(再掲)
- ④ 提案のあった事業は、提案団体名、事業名及び事業概要等を公表します。
- ⑤ 市と補助団体との協議により、企画案の一部を変更することがあります。
- ⑥ 事業終了後、市民活動推進課ホームページにおいて、事業の実績報告書、事業実施中の写真などを公開します。

Ⅱ 必要な書類とその記入方法

1 企画提案書（様式第1号）

(1) 提案団体名

団体名等を記入のうえ、代表者の印を押印してください（ボランティアグループは代表者の個人印）。複数団体の共同提案の場合は、その旨を記入してください。

(2) 事業種別

どの事業に応募するかを選択してください。また、テーマ設定事業については、どのテーマを選択したかを記入してください。

2 事業計画書（様式第2号）

(1) 事業の名称

提案する事業の名称を記入してください。

(2) 提案要旨

提案する事業の要旨を100字程度で記入してください。

(3) 団体調書（複数団体の共同提案の場合は複数団体とも提出）

① 所在地

事務所もしくは活動拠点を、記入してください。

② 連絡先

この応募について連絡が可能な連絡先を記入してください。

③ 設立年月

申請団体が法人化している場合、設立年月を記入してください。

④ 代表者名

団体の最高責任者で、団体の運営に責任を持ち、その署名（または捺印）により当該団体が当事業の応募に関して責任を持ちうる地位のある方としてください。

⑤ 事業担当責任者

事業の実施に中心的な役割を果たし、その責任を負う人を1名記入してください。

⑥ 団体の財務状況

支出ベースで記入してください。

⑦ 会員数

総数及び市内の会員数を記入してください。また、関係団体がある場合は、団体数を記入してください。

(4) 事業の目的・効果等

提案する事業の実施目的、期待される効果及び事業対象者について記入してください。事業対象者は想定でも記入可能です。

(5) 事業の概要

事業の内容及びその事業をどのような方法・形態でどのような人を対象に実施するのか要約して記入してください。(詳しく説明するために必要な場合は、別途A4サイズ・任意形式の企画書も提出可。二次審査に用いる企画書として活用することも考慮してください。)

(6) 事業スケジュール

事業の活動内容と活動場所を時系列で要約して記入してください。

(7) 関係部署との協議

関係部署との協議経過と協働の内容を記入してください。

(8) 事業収支予算

収入や支出の科目ごとにまとめ、金額及び経費の明細(積算内訳)を記入してください。

3 役員及び事業関連者等名簿(様式第3号)

役員等の氏名、ふりがな、住所を記入してください。事業計画に關係団体を挙げられた場合は、關係団体一覧も記入してください。

4 団体目的等についての誓約書(様式第4号)

「宗教や政治活動を主たる目的とした団体でないこと。」「特定の公職者(候補者を含む。)、又は政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと。」「暴力団でないこと、暴力団もしくは暴力団員の統制の下にある団体でないこと。」を誓約する旨の誓約書を作成してください。(※特定非営利活動法人の場合は、提出の必要はありません。)

5 その他添付書類

(1) 定款の写し、またはこれに代わるもの

団体の組織活動の根本原則を記載した書面です。設立者が定めたもので、団体の目的・名称・事務所、役員任免・社員の資格の得喪・組織の意思決定や資産の得喪に関する規定などの基本事項が記載されたものを提出するようにしてください。

(2) 設立趣旨書

団体の設立の趣旨がわかる文書をつけてください。

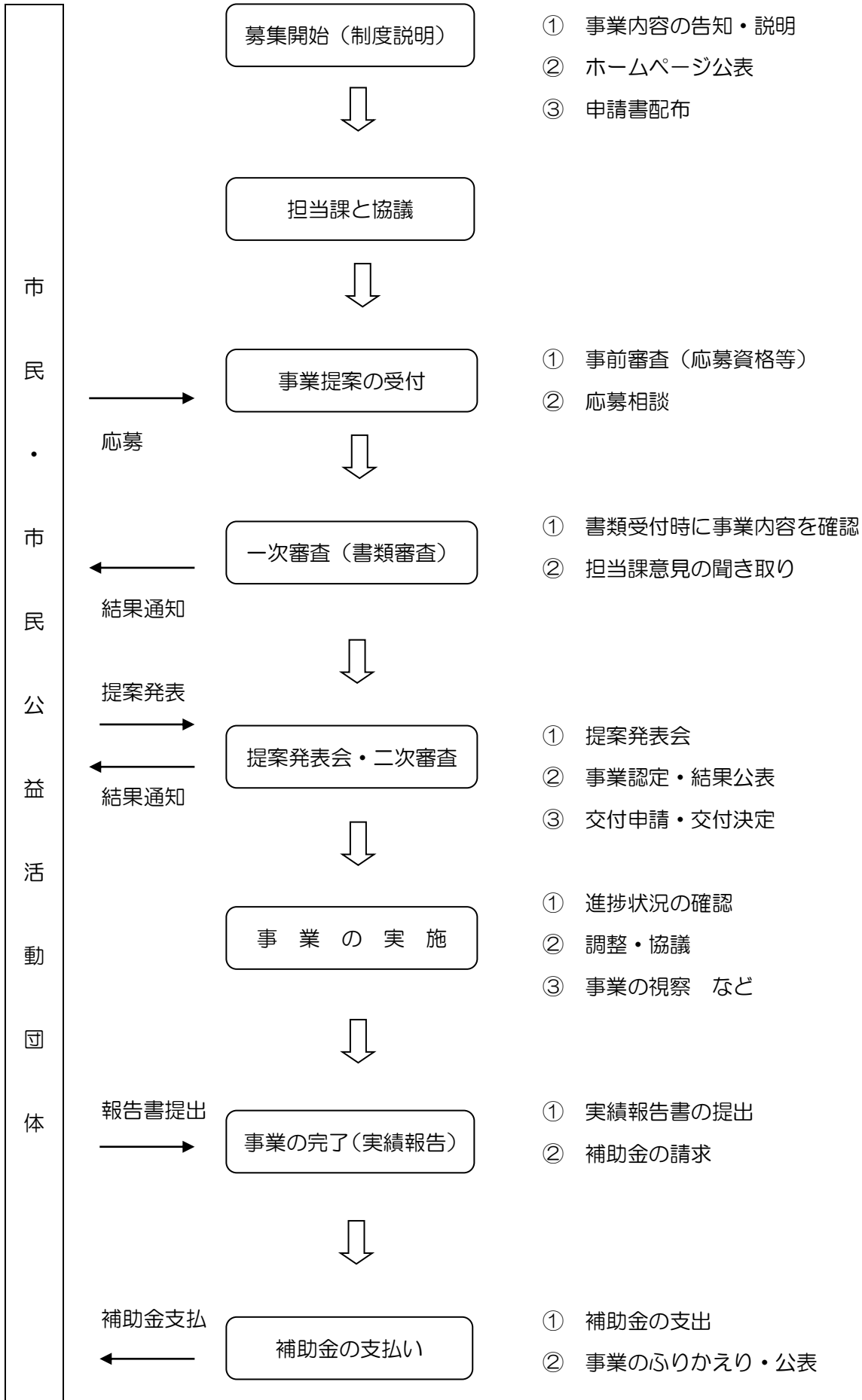
(3) 直近2年間に実施した事業内容に関する報告書

既存のものがある場合は、その写しで結構です。

(4) 直近2年間の収支計算書、貸借対照表または財産目録

既存のものがある場合は、その写しで結構です。

< 提案型協働事業の流れ >



<必要書類>

	提案時	交付申請 交付決定	計画変更	実績報告	補助金 請求	補助金 返還
規則 様式第1号		○申請				
規則 様式第2号		○決定				
規則 様式第3号			○			
規則 様式第5号					○	
規則 様式第6号				○		
規則 様式第7号						○
要綱 様式第1号	○					
要綱 様式第2号	○		○			
要綱 様式第3号	○					
要綱 様式第4号	○					
人件費に関する調書※	○					
事業経過報告書				○		
収支決算報告書				○		
領収書、写真等				○		

※人件費に関する調書は、事業経費の中に人件費が含まれている場合に必要です。

詳しくは市民活動推進課までお問い合わせください。